

令和2年7月20日
義務教育課
高校教育課

SNS相談体制について

1 事業目的

いじめ・不登校を含め、様々な悩みを抱える生徒に対して、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止することが重要である。そこで、スマートフォンの普及等に伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を通じた相談を実施する。

2 事業内容

(1) 対象

県内中学生、高校生

(中学生約 22,000 名 高校生約 23,000 名 計約 45,000 名)

(2) 期間

R2年8月1日(土)～R3年3月28日(日)までの土日、祝日 79 日間

(8月11日(火)～8月28日(金)までの平日は毎日実施：14日間)

(3) 時間

17時～21時

(4) 形態

双方向の文字情報等による相談

(5) 周知

7月末に、生徒、保護者に相談に関する説明文書を配付

(スマートフォン等の所持を推奨するものではない旨も周知)

(6) 登録

説明文書に添付されたQRコードから、生徒各自がアカウントを登録